

川崎市上下水道局休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

(平成29年4月1日28川上総庶第1789号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業法第2条第1項に規定する育児休業をいう。
- (2) 配偶者同行休業 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。

(採用要件)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に、育児休業代替任期付職員又は配偶者同行休業代替任期付職員（以下これらを「休業代替任期付職員」という。）を採用するものとする。

- (1) 川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号。以下「育児休業規程」という。）第2条第1項若しくは第3条の規定による請求があった場合又は川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程（平成29年川崎市上下水道局規程第 号

。以下「配偶者同行休業規程」という。)第2条第1項若しくは第3条の規定による申請があった場合において、当該請求若しくは当該申請に係る期間について、職員の配置換えその他の方法によって、当該請求若しくは当該申請をした職員(以下「対象職員」という。)の業務を処理することが困難であるとき。

(2) 対象職員が育児休業又は配偶者同行休業(以下これらを「休業」という。)の承認を受けた期間の初日の属する月の翌月1日(当該期間の初日が月の初日であるときは、同日)から当該期間の末日までの期間が1年以上であるとき又は休業を取得している職員の当該休業の残存期間(以下「残存期間」という。)のうち休業代替任期付職員の採用となるべき日から当該期間の末日までの期間が1年以上であるとき。

(休業取得予定書の提出)

第4条 所属長は、1年以上の休業を取得しようとする職員に対し、当該職員が育児休業を取得する場合にあっては、当該育児休業に係る子の出産予定日の3月前までに、当該職員が配偶者同行休業を取得する場合にあっては、当該配偶者同行休業の取得予定日の3月前までに、休業取得予定書(別記様式)を提出させるよう努めるものとする。

(採用の申出)

第5条 所属長は、前条の休業取得予定書が提出された場合、育児休業規程第2条第1項の育児休業承認請求書が提出された場合又は配偶者同行休業規程第2条第1項の配偶者同行休業承認申請書が提出された場合であって、第3条各号のいずれにも該当する見込みであると認めるときは、休業代替任期付職員の採用について、書面をもって管理者に申し出るものとする。

(採用選考の実施)

第6条 管理者は、前条に規定する申出を受けた場合において、休業代替任期

付職員の採用が妥当であると認めるときは、休業代替任期付職員の採用選考（以下「採用選考」という。）を実施する。

（採用選考の対象）

第7条 管理者は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ当該各号に定める者を対象として、採用選考を実施する。

（1）一般事務職 休業代替任期付職員の候補者として登録を受けている者

（2）前号に規定する職種以外の職種 採用選考の申込みをした者

（採用選考結果の通知）

第8条 管理者は、採用選考を受けた者に対し、その結果について、書面をもって通知する。

（承諾書の提出）

第9条 採用選考に合格した者は、育児休業規程第7条第1項又は配偶者同行休業規程第7条第1項の承諾書を提出しなければならない。

（採用の通知）

第10条 管理者は、休業代替任期付職員の採用を決定したときは、採用選考に合格した者に対し、その旨を通知するものとする。

（採用日）

第11条 休業代替任期付職員の採用の日は、毎月1日とする。

（配属先）

第12条 管理者は、原則として、対象職員が所属する組織に休業代替任期付職員を配属するものとする。

（異動）

第13条 管理者は、対象職員が職務に復帰した場合又は組織改編等のやむを得ない場合に限り、休業代替任期付職員を異動させるものとする。

（任期の更新）

第14条 管理者は、休業代替任期付職員を継続して勤務させる必要があると認めるときは、対象職員の残存期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

2 所属長は、休業代替任期付職員の任期の更新を希望する場合は、育児休業規程第7条第2項又は配偶者同行休業規程第7条第2項の承諾書を添付し、書面をもって管理者に申し出るものとする。

3 管理者は、前項に規定する申出を受けた場合において、休業代替任期付職員の任期の更新が必要であると認めるときは、任期を更新するものとする。

(管理者等の義務)

第15条 管理者、所属長その他の職員は、休業代替任期付職員の採用等に関連して、職員の休業の期間について、当該職員にいかなる働きかけも行っていない。

(再度の採用)

第16条 この要綱に定めるもののほか、休業代替任期付職員の採用等に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第6条第1号に規定する登録を受けている者は、改正後の要綱第7条第1号に規定する登録を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。